



りぶ・らぶ・あにまるず神戸アニマルケア国際会議

併設展示会出展規約

1 規約の履行

出展者は、以下に述べる規約および、主催者から提示された「出展のご案内」および「出展マニュアル」の各規定を遵守していただきます。

万一、これらに違反していることが明らかになった場合、主催者は判断根拠などを公表することなく、その時期を問わず出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。出展料は返還いたしません。また、出展の取り消し等によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

2 出展資格

出展者は主催者が定める「りぶ・らぶ・あにまるず神戸アニマルケア国際会議」の開催趣旨に合致する法人、団体および個人とします。主催者は出展基準にしたがって出展申込書等の提出書類により出展審査を行い、出展申込者が出展基準を満たしていることを確認する権利を有します。提出書類に虚偽の記載があった場合、主催者は出展を取り消すことができます。

3 出展の申込みおよび出展料の支払について

- 1) 本展示会は、出展申込書を主催者が受領し「申込受領書」を送付した時点を、正式な申込とします。
- 2) 出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料を支払うものとします。出展料は主催者が請求した指定口座に日本円で支払うものとします。

4 出展キャンセル・取り消し

出展者の事情により出展料入金後に出展取り消し・解約の申し出があつても、出展料の払い戻しはしません。但し、主催者がやむを得ないと判断した場合は、取り消しを認め、次の基準でキャンセル料をお支払頂きます。

2009年7月12日まで 出展料の 10%

2009年7月13日以降 出展料の 100%

5 展示スペースの割り当て

- 1) 展示の小間の決定は、ゾーニングや出展分野などを考慮し、主催者が決定するものとします。
ただし、申し込みの受付順番を配慮し、決定します。
- 2) 出展者はいかなる理由があつてもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与することはできません。
- 3) 出展申し込みのキャンセル等があつた場合、主催者は、小間配置の全体レイアウトを変更する場合があります。

6 書類の提出

出展者は、主催者から求められた食品衛生関係、防火関係などのすべての申請書類を指定の期日までに提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

7 展示に関する規約

- 1) 生体の販売は禁止致します。出展者は、展示行為に関して、動物の福祉に違反する行為をしてはいけません。
主催者は長時間に渡る生体の展示など不適当と判断した

行為を禁止または撤去する権限を有するものとします。

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、または、その他の関連費用負担の責を負わないものとします。

- 2) 当日、会場内で展示・販売できるのは、事前に出展申込書によって申請された団体の商品・サービスに限定されます。

出展者は、出展申込書に記載された商品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。

- 3) 装飾・展示物などの搬入・搬出、展示方法、販売方法、サンプル配布等は、「出展マニュアル」に規定された方法を遵守しなければなりません。

- 4) 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝などをおこなうことはできません。

- 5) 出展者は、熱・臭気・大音量など他団体の迷惑となる行為および近隣の展示を妨害する行為をしてはいけません。出展者の行為が他団体の迷惑・妨害に当たるかどうかは主催者が判断し、出展の改善・中止を申し入れる権利を有します。出展者はこれに従うものとします。

- 6) 出展者は、会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

- 7) 展示会の会期中および会期後に来場者および他の出展者に対して迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはこれらに類する行為)があつたと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れをおこなう権利を有します。出展者はこれに従うものとします。

8 損害責任

- 1) 主催者は、いかなる理由においても出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースを利用することによって生じた人、物品および商談等に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。出展社およびその従業員・関係者の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

- 2) 出展者は、その雇用者・関係者の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺建築物・設備に対するすべての損害について、直ちに賠償するものとします。

- 3) 主催者は、自然災害その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

- 4) 主催者は、自然災害・交通機関の遅延、社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

9 規約の変更と追加

出展者はこの規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。

主催者は、出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。